



2023年4月14日

各 位

会社名 木村工機株式会社
代表者名 代表取締役 社長 木村 恵一
(コード番号：6231 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 本社総務部長 林 耕治
(TEL 050-3733-9400)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第76回定時株主総会で承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更に係る議案について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務遂行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、経営における透明性を高めるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 移行の時期

2023年6月23日開催予定の第76回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更をおこなうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月23日
定款変更の効力発生日	2023年6月23日

以上

(別紙) 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> (4)会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)</p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (新 設)</p> <p>【任 期】 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>【機 関】 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)<u>監査等委員会</u> (削 除) (3)会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>【員 数】 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>【選任方法】 第20条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>【任 期】 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p data-bbox="228 147 775 264">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="240 277 331 309">(新 設)</p> <p data-bbox="212 535 568 566">【代表取締役及び役付取締役】</p> <p data-bbox="196 580 775 651">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="228 707 775 869">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="212 969 485 1001">【取締役会の招集通知】</p> <p data-bbox="196 1014 775 1176">第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="228 1189 775 1305">2. <u>取締役及び監査役の全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="240 1361 331 1393">(新 設)</p> <p data-bbox="212 1659 403 1691">【取締役会規程】</p> <p data-bbox="196 1704 456 1736">第26条 (条文省略)</p> <p data-bbox="212 1789 323 1821">【報酬等】</p> <p data-bbox="196 1834 775 1995">第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p data-bbox="847 147 938 179">(削 除)</p> <p data-bbox="831 282 1378 488">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="818 539 1174 571">【代表取締役及び役付取締役】</p> <p data-bbox="802 584 1382 701">第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="834 714 1382 920">2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="818 976 1091 1008">【取締役会の招集通知】</p> <p data-bbox="802 1021 1382 1182">第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに<u>各取締役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="802 1196 1382 1312">2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="818 1361 1206 1393">【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p data-bbox="802 1406 1382 1612">第26条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="818 1659 1010 1691">【取締役会規程】</p> <p data-bbox="802 1704 1090 1736">第27条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="818 1789 930 1821">【報酬等】</p> <p data-bbox="802 1834 1382 2040">第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>【取締役の責任免除】 第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>【員数】 第29条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>【選任方法】 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>【任期】 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>【取締役の責任免除】 第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>【常勤の監査等委員】 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の招集通知】 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>【監査等委員会規程】 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>【常勤の監査役】 <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>【監査役会の招集通知】 <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>【監査役会規程】 <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>【報酬等】 <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>【監査役の責任免除】 <u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
<p>【会計監査人の責任免除】 <u>第37条 (条文省略)</u></p>	<p>【会計監査人の責任免除】 <u>第33条 (現行どおり)</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条 ～ (条文省略) 第<u>41</u>条 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 ～ (現行どおり) 第<u>37</u>条 第8章 附 則</p> <p>【附 則】 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定によ</u> <u>り、第76回定時株主総会において決議された定</u> <u>款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったこ</u> <u>とによる監査役（監査役であった者を含む。）</u> <u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締</u> <u>役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上